

DISCLOSURE 2026



これからも皆さまの“企業と暮らし”の中に京滋しんくみを!

愛され、信頼される金融機関として



ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和7年度第25期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

京滋信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

京滋信用組合 理事長 上 垣 秀 雄

当組合のあゆみ（沿革）

- 平成13年3月／設立準備委員会発足
- 平成14年3月17日／京滋信用組合 設立総会
- 平成14年3月20日／京滋信用組合 設立認可
- 平成14年3月22日／京滋信用組合 設立
- 平成14年8月12日／事業開始
- 平成18年2月4日／京滋レディース“ハナ”発足総会
- 平成19年9月8日／京滋信用組合「ビジネスクラブ」発足総会
- 平成23年8月1日／株式会社KJS（子会社）設立
- 令和4年11月12日／組合開業20周年記念式典
- 令和7年8月4日／滋賀支店新築移転オープン
- 令和8年6月19日／第26期 通常総代会

事業方針

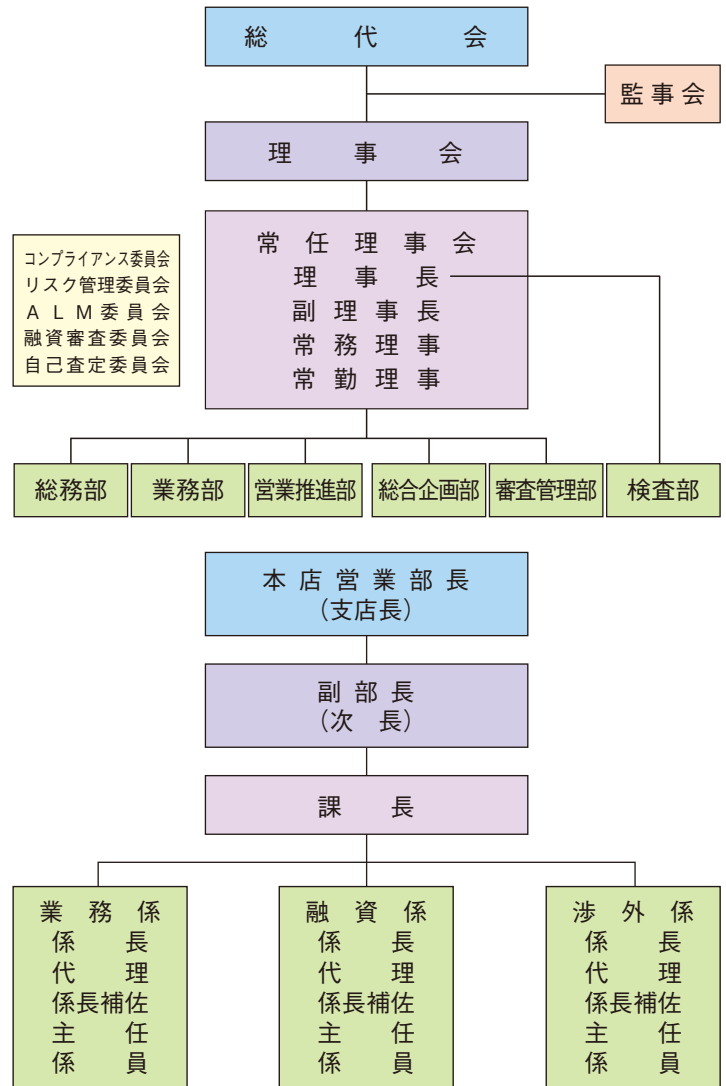
■経営理念

1. 相互扶助の精神に基づく金融事業を通じて、組合員の生活向上と企業の発展を目指します。
2. 地域コミュニティセンターとしての役割を果たし、組合員相互間の親睦と交流を図るとともに地域に貢献する地域密着型の金融機関を目指します。
3. 健全で透明性のある経営に徹し、組合員から愛され、信頼される金融機関を目指します。

■経営方針

1. 経営体制の確立に努めます。
理事会の機能強化と監査体制の充実を図り、経営の透明性確保に努めます。
コンプライアンス体制を整備し、法令、社会ルールの厳格な遵守に努めます。
リスク管理体制の構築を図るとともに、皆様方に組合経営内容を広く開示いたします。
2. 健全経営の確保に努めます。
厳正な資金運用を図るとともに、経営の合理化を進め必要収益の安定確保に努めます。
3. 経営組織の構築を図ります。
今日の金融情勢に即応できる迅速な意思決定と業務執行が可能な組織体制を構築します。

事業の組織



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和8年6月19日現在）

理事長	上 垣 秀 雄	理 事	鄭 成 辰※
副理事長	姜 仁 鎬	理 事	鄭 致 俊※
常務理事	李 鉄 圭*	理 事	徐 努※
常勤理事	李 承 道	理 事	元 哲 秀※
常勤理事	崔 聰 浩		
理 事	姜 峰 一※	常勤監事	千 徳 守
理 事	金 剛 雄※	員外監事	南 喜 隆※

（※印）当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

（*印）当組合のマネー・ローンダリング担当役員です。

会計監査人の氏名又は名称

（令和8年3月末現在）

監査法人アイ・ピー・オー

組合員の皆様方におかれましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

今期は、アメリカの通商政策や海外の戦争・紛争等の影響による経済動向の不確実性や物価上昇の影響を受けつつも国内経済は一定の回復基調が見られましたが、個人消費の回復力は依然弱く、賃金の伸びを上回る生計費の上昇が消費の重しとなっております。

また、前期に引き続き、円安・物価高の継続に加え、利払い負担の増加、手形・小切手の利用廃止への対応、構造的な人手不足など、中小企業・小規模事業者にとって依然として厳しい状況が継続しております。

このような環境下、金融機関は金利上昇リスクを踏まえ、信用リスク・市場リスク・流動性リスクを統合的に管理する体制の強化が求められており、社会インフラに被害を及ぼすサイバー攻撃や多様化・巧妙化する特殊詐欺などの金融犯罪に対する対応力についても一層の強化が求められております。

以上のような課題を踏まえつつ、今期は当組合の第8次中期事業計画の最終年度であり、業績目標として貸出金残高520億円、預金残高700億円、事業性融資先700先を目標に事業に取り組んでまいりました。

事業を営む組合員様の資金繰り支援の側面では、手形貸付と証書貸付で554件303億54百万円の事業資金融資に取り組み、実行件数、実行金額とも前期対比で増加したことが貸出金業績目標達成に繋がりました。

当組合の今期の業績は次のような結果を収めることが出来ましたのでご報告申し上げます。

期末預金積金残高は、前期より72億38百万円増加し710億58百万円となりました。

期末貸出金残高におきましては、前期対比70億59百万円増加し569億57百万円となりました。

収益面では前期対比で経費が81百万円増加しましたが、資金利益が68百万円、役務取引利益が1億40百万円増加したこと等で、コア業務純益は前期対比1億44百万円増加の7億25百万円となりました。

貸倒引当金繰入等与信関連費用が前期対比で2億54百万円減少したことにより、経常利益は前期対比4億25百万円増加の7億5百万円となり、今期純利益は前期対比2億14百万円増加の5億64百万円となりました。

組合員の皆様の経営環境は、仕入価格と経費の高騰等により歴史的な厳しさとなっておりますが、当組合は、今後とも組合員様とともに歩むべく皆様の経営支援のため最大限の力を注いで行く所存です。

組合員の皆様方には、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

組合員の推移

(単位：人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	7,508	7,935
法 人	968	988
合 計	8,476	8,923

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

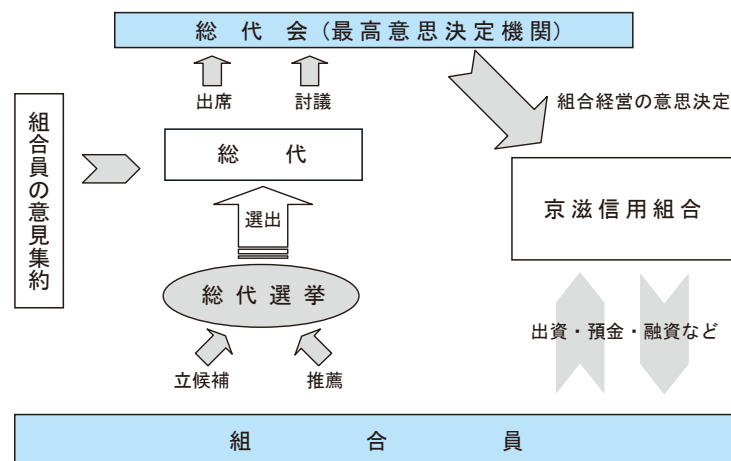
しかし、当組合は、組合員が8,923名(令和8年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査や組合員懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■総代の選出方法、任期、定数等

(1) 総代の任期・定数について

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、101名以上130名以内です。
- 令和8年3月31日現在の総代数は120名で、組合員数は8,923名です。

(2) 総代の選挙区

当組合の本支店営業地区に応じ5区の選挙区に分ち、選挙区ごとの選挙すべき総代数が総代選挙規約に定められています。

(3) 総代の選任方法

当組合総代選挙規約に基づき、各選挙区毎に選挙区に所属する組合員のうちから公平な選挙によって選出されております。

(4) 総代の資格要件

総代立候補者は当組合の組合員であることが資格要件です。

総代会について

■総代会の決議事項等の議事概要

第26期通常総代会が、令和8年6月19日午後5時30分より、ホテルグランヴィア京都で開催されました。

当日は総代120名のうち、出席98名（うち、委任状による代理出席46名）のもと、全議案が可決・承認されました。



報告事項

第25期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第25期剰余金処分案承認の件
原案通り可決・承認されました。
- 第2号議案 第26期事業計画及び収支予算案承認の件
原案通り可決・承認されました。
- 第3号議案 理事および監事選出の件
原案通り可決・承認されました。
- 第4号議案 組合員の除名の件
原案通り可決・承認されました。
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
原案通り可決・承認されました。

■総代のご紹介

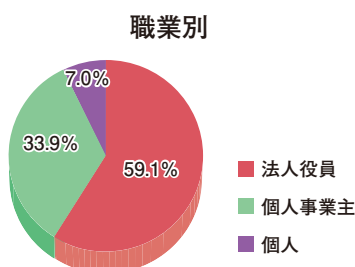
（令和8年6月19日現在）

選挙区・営業店等	総代氏名 (敬称略：順不同)							
第1区 本店の所轄地域 総代定数 29～35名以内 総代数 32名	鄭 致 元⑨	許 行 哲⑨	坂本相俊⑨	呉 政 代⑨	趙 竜 燮⑨	蔡 守 亨⑨	白 吉 雲⑨	
	韓 直 樹⑨	大林義博⑨	許 徳 秀⑧	権 赫 都⑦	金 龍 雄⑦	金 泰 之⑦	鄭 広 子⑥	
	鄭 聖 貴⑥	曹 淳 一⑥	李 忠 義③	朴 慶 造③	山村允載③	鄭 致 俊③	姜 政 次②	
	曹 仁②	金 直 史②	金 尚 徳②	金 銀 河②	権 純 逸①	黄 瑛 学①	鄭 裕 史①	
	姜 鐵①	黄 哲 寿①	権 基 玉①	金 秀 子①				
第2区 左京支店の所轄地域 総代定数 20～24名以内 総代数 22名	朴 哲⑨	李 潔⑨	林 鐘 哲⑨	姜 峰 一⑨	金 成 基⑨	呉 元 順⑨	朴 尚 博⑨	
	金 鎮 九⑨	大 山 茂⑨	崔 正 明⑦	金 健 一⑥	李 相 春⑤	金 慶 和⑤	呂 守 吉③	
	李 東 晃③	呂 昇 吉③	金 明 煥①	崔 鶴 雲①	李 昌 和①	辛 貴 幸①	白 貴 鉉①	
	金 泰 秀①							
第3区 伏見支店の所轄地域 総代定数 30～40名以内 総代数 39名	鄭 源 助⑨	金 伯 龍⑨	辺 豪 生⑨	金 明 広⑨	鄭 肇⑨	金 裕 幸⑨	朴 秀 蔓⑨	
	新井敏弘⑨	金 重 雄⑨	金 寛 峻⑨	朴 元 政⑨	山本洲樹⑧	宋 定 男⑧	金 永 萬⑧	
	李 忠 基⑧	李 憲 福⑧	金 義 広⑧	権 景 原⑦	金 尚 泰⑦	高 光 時⑦	金 鍾 河⑦	
	金 剛 雄⑥	柳 基 東⑥	林 承 克⑤	朴 錫 勇⑤	尹 在 根⑤	鄭 成 辰④	金 秀 則④	
	白 善 斗③	山本国明③	金 光 烈②	鄭 哲 錫②	金 龍 性②	呉 叙 泳①	金 聖 日①	
	梁 昌 志①	金 賢 琪①	鄭 重 宏①	金 哲 奎①				
第4区 滋賀支店の所轄地域 総代定数 18～23名以内 総代数 21名	朴 真 浩⑨	朴 英 信⑨	金 栄 祉⑨	安田義和⑨	木 下 茂⑨	康 徹 洙⑨	金 純 生⑥	
	村山栄基⑤	朴 貞 浩⑤	李 相 浩④	成 炳 旭④	趙 勇 濟④	元 哲 秀④	朴 承 進③	
	梁 敬 植②	河本浩俊②	柳 鉉 晃①	伊東竜成①	辛 永 和①	光山守宏①	姜 晋 明①	
第5区 舞鶴支店の所轄地域 総代定数 4～8名以内 総代数 6名	河 大 玉⑧	石渡一雄⑤	王本賢志⑤	朴 秀 明③	徐 努②	許 義 弘①		
合 計		総代定数 130名		総代数 120名				

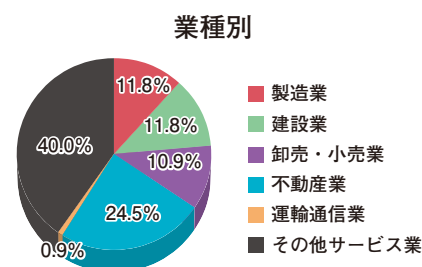
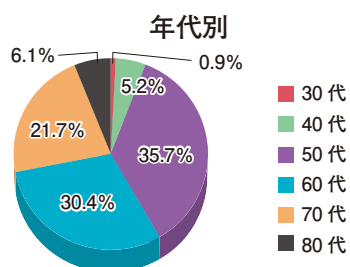
（注）氏名の後に就任回数を記載しております。

■総代の属性別構成比

（令和8年6月19日現在）



※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。



経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目		金 額	
(資 産 の 部)		令和6年度	令和7年度
現 金	金	1,008,169	768,246
預 け 金	金	14,826,771	15,803,335
有 価 証 券		2,147,169	1,947,178
地 方 債		50,000	50,000
社 債		1,499,969	1,299,978
株 式		197,200	197,200
そ の 他 の 証 券		400,000	400,000
貸 出 金		49,897,309	56,957,015
割 引 手 形		8,405	5,411
手 形 貸 付		10,761,707	9,075,871
証 書 貸 付		39,027,070	47,779,894
当 座 貸 越		100,126	95,838
そ の 他 の 資 産		570,057	490,711
未 決 済 為 替 貸		9,187	34,841
全 信 組 連 出 資 金		324,000	324,000
前 払 費 用		1,109	—
未 収 収 益		27,973	31,759
そ の 他 の 資 産		207,787	100,111
有 形 固 定 資 産		1,071,577	1,165,169
建 物		77,280	269,862
土 地		813,924	813,924
リ ー ス 資 産		51,253	49,334
建 設 仮 勘 定		115,995	—
その他の有形固定資産		13,124	32,048
無 形 固 定 資 産		9,869	7,855
ソ フ ト ウ ェ ア		5,525	3,415
その他の無形固定資産		4,344	4,440
繰 延 税 金 資 産		33,970	24,666
債 務 保 証 見 返		116,295	103,349
貸 倒 引 当 金		△ 727,228	△ 350,823
(うち個別貸倒引当金)		(△519,051)	(△105,163)
資 産 の 部 合 計		68,953,961	76,916,706

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものは移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～35年
その他の有形固定資産	2年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によるおります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるしております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- その他の引当金のうち、睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。

科 目		金 額	
(負 債 の 部)		令和6年度	令和7年度
預 金	積 金	63,820,447	71,058,880
当 座 預 金		1,856,521	1,663,911
普 通 預 金		10,559,132	11,395,099
貯 蓄 預 金		21,315	23,632
通 知 預 金		—	65,000
定 期 預 金		49,516,139	55,939,646
定 期 積 金		1,733,746	1,767,361
そ の 他 の 預 金		133,593	204,230
借 用 金		—	—
当 座 借 越		—	—
そ の 他 負 債		561,294	670,574
未 決 済 為 替 借		14,767	6,079
未 払 費 用		171,086	329,419
給 付 補 填 備 金		3,343	4,373
未 払 法 人 税 等		208,470	123,308
前 受 収 益		69,283	81,647
払 戻 未 済 金		18,388	43,607
リ ー ス 債 務		54,414	51,892
そ の 他 の 負 債		21,541	30,248
代 理 業 務 勘 定		194	193
賞 与 引 当 金		27,465	28,088
退 職 給 付 引 当 金		125,083	127,503
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		24,125	29,325
そ の 他 の 引 当 金		317	240
債 務 保 証		116,295	103,349
負 債 の 部 合 計		64,675,222	72,018,156
(純 資 産 の 部)			
出 資 金		1,529,575	1,599,834
普 通 出 資 金		1,529,575	1,599,834
利 益 剰 余 金		2,749,164	3,298,715
利 益 準 備 金		955,000	1,155,000
特 別 積 立 金		800,000	800,000
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)		994,164	1,343,715
組 合 員 勘 定 合 計		4,278,739	4,898,549
純 資 産 の 部 合 計		4,278,739	4,898,549
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		68,953,961	76,916,706

- その他の引当金のうち、偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額84百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額100百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額503百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額54百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額288百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」の中の中収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	88百万円
危険債権額	533百万円
三月以上延滞債権額	13百万円
貸出条件緩和債権額	206百万円
合計額	841百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、危険債権は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,000百万円
------------	-----	----------

上記の預け金は、全信組連との当座貸越契約に対する担保差し入れであります。
その他、預け金を為替保証金に1,700百万円、全信組連保障基金として1,114百万円、日本銀行歳入復代埋店取引のために保証金として10百万円を差し入れております。

23. 出資 1口当たりの純資産額 3,061円91銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主に事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、検査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMでは金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会を通じて経営陣に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行なわれています。

このうち、業務部では、社債等の購入を行っており、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、経営陣に報告されています。

(iii)当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.00%下降したものと想定した場合の時価は、479百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(※1)	15,803	15,810	7
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,749	1,683	△66
(3)貸出金(※1)	56,957	57,324	367
貸倒引当金(※2)	△350	△350	—
金融資産計	74,159	74,468	309
(1)預金積金(※1)	71,058	70,899	△159
金融負債計	71,058	70,899	△159

(※1)預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)貸出金

貸出金は以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6 か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	100
非上場株式(※1)	97
組合出資金(※2)	324
合 計	521

(※1)子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券		
	地方債	—	—
	社 債	—	—
	その他	—	—
	小 計	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券		
	地方債	50	49
	社 債	1,299	1,272
	その他	400	354
	小 計	1,749	1,676
合 計	1,749	1,676	△73

(3)子会社株式で時価のあるものはありません。

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年 超
債 券				
地方債		50		
社 債	200	1,000	—	100
その他	—	200	—	200
合 計	200	1,250	—	300

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、8,612百万円であります。
このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,612百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	51百万円
未払事業税	8百万円
賞与引当金限度超過額	7百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
退職給付引当金限度超過額	35百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	120百万円
評価性引当額	△96百万円
繰延税金資産合計	24百万円

31. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

法定実効税率	27.09%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.21%
住民税均等割	0.47%
評価性引当額の増減	△7.54%
その他	△0.84%
税効果会計適用後の法人税率	19.32%

32. 消費税及び地方消費税の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

33. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金 350百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当組合は、自己査定基準(マニュアル)に基づき、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等により、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、重要な会計方針として(注)6.に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各貸出先の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。貸出先によっては、将来における改善見通しを具体化した経営改善計画等の策定見込等が、より重要な判断要素となる場合があります。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,624,508	2,158,547
資 金 運 用 収 益	1,357,946	1,606,796
貸 出 金 利 息	1,309,636	1,525,811
預 け 金 利 息	24,749	58,559
有価証券利息配当金	12,791	12,565
その他の受入利息	10,768	9,859
役 務 取 引 等 収 益	225,279	364,645
受 入 為 替 手 数 料	4,491	4,373
その他の役務収益	220,787	360,271
そ の 他 業 務 収 益	2,745	10,851
その他の業務収益	2,745	10,851
そ の 他 経 常 収 益	38,537	176,254
貸倒引当金戻入益	—	111,222
償 却 債 権 取 立 益	2	—
その他の経常収益	38,535	65,031
経 常 費 用	1,344,507	1,452,859
資 金 調 達 費 用	161,761	341,669
預 金 利 息	155,111	334,590
給付補填備金繰入額	2,944	4,025
その他の支払利息	3,705	3,053
役 務 取 引 等 費 用	20,766	19,302
支 払 為 替 手 数 料	5,050	4,660
その他の役務費用	15,716	14,641
そ の 他 業 務 費 用	18,770	19,280
その他の業務費用	18,770	19,280
経 費	797,948	870,022
人 件 費	453,408	496,567
物 件 費	319,480	336,474
税 金	25,059	36,981
そ の 他 経 常 費 用	345,260	202,584
貸倒引当金繰入額	334,227	—
貸 出 金 償 却	5,547	196,334
その他の経常費用	5,484	6,249
経常利益（又は経常損失）	280,001	705,688

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 利 益	270,226	296
固 定 資 産 処 分 益	270,226	296
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	3,186	6,517
固 定 資 産 処 分 損	3,186	6,517
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	547,040	699,466
法人税、住民税及び事業税	211,017	125,855
法 人 税 等 調 整 額	△ 13,719	9,303
法 人 税 等 合 計	197,298	135,159
当期純利益(又は当期純損失)	349,742	564,307
繰 越 金（当 期 首 残 高）	644,421	779,408
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	994,164	1,343,715

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 23,786千円
子会社等との取引による費用総額 34,787千円
- 出資1口当たりの当期純利益 352円72銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	994,164	1,343,715
剰 余 金 処 分 額	214,755	531,123
利 益 準 備 金	200,000	500,000
普通出資に対する配当金	14,755	31,123
繰 越 金（当 期 末 残 高）	779,408	812,592

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	132,764	248,850
支 払 利 息 の 増 減	28,681	179,908

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目		令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 益	資 金 運 用 収 益	1,357,946	1,606,796
	資 金 調 達 費 用	161,761	341,669
資 金 運 用 収 支		1,196,184	1,265,127
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	225,279	364,645
	役 務 取 引 等 費 用	20,766	19,302
役 務 取 引 等 収 支		204,512	345,342
そ の 他 業 務 収 益	そ の 他 業 務 収 益	2,745	10,851
	そ の 他 業 務 費 用	18,770	19,280
そ の 他 の 業 務 収 支		△ 16,025	△ 8,429
業 務 粗 利 益		1,384,672	1,602,040
業 務 粗 利 益 率		2.11%	2.26%
業 務 純 益		509,170	732,017
実 質 業 務 純 益		586,723	732,017
コ ア 業 務 純 益		586,723	732,017
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		586,723	732,017

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経費の内訳

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
人 件 費	人 件 費	453,408	496,567
	報 酬 給 料 手 当	377,431	414,418
	退 職 給 付 費 用	15,790	18,227
	そ の 他	60,187	63,921
物 件 費	物 件 費	319,480	336,474
	事 務 費	162,294	165,200
	固 定 資 産 費	48,029	40,866
	事 業 費	39,410	46,022
	人 事 厚 生 費	14,112	28,535
	有 形 固 定 資 産 償 却	44,133	43,673
	無 形 固 定 資 産 償 却	2,591	3,082
税 金	そ の 他	8,909	9,093
	税 金	25,059	36,981
経 費 合 計		797,948	870,022

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目		令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	225,279	364,645
	受 入 為 替 手 数 料	4,491	4,373
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	216,295	355,704
	その他の役務取引等収益	4,492	4,566
役 務 取 引 等 費 用	役 務 取 引 等 費 用	20,766	19,302
	支 払 為 替 手 数 料	5,050	4,660
	そ の 他 の 支 払 手 数 料	8,826	8,448
	その他の役務取引等費用	6,890	6,193



経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)			
普 通 出 資 又 は 非 累 積 的 永 久 優 先 出 資 に 係 る 組 合 員 勘 定 又 は 会 員 勘 定 の 額		4,263	4,867
う ち 、 出 資 金 及 び 資 本 剰 余 金 の 額		1,529	1,599
う ち 、 利 益 剰 余 金 の 額		2,749	3,298
う ち 、 外 部 流 出 予 定 額 (△)		14	31
う ち 、 上 記 以 外 に 該 当 す る も の の 額		—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ る 引 当 金 の 合 計 額		208	245
う ち 、 一 般 貸 倒 引 当 金 コ ア 資 本 算 入 額		208	245
う ち 、 適 格 引 当 金 コ ア 資 本 算 入 額		—	—
適 格 旧 資 本 調 達 手 段 の 額 の うち、コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 含 ま れ る 額			
公 的 機 関 に よ る 資 本 の 増 強 に 関 す る 措 置 を 通 じ て 発 行 さ れ た 資 本 調 達 手 段 の 額 の うち、コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 含 ま れ る 額		—	—
土 地 再 評 価 額 と 再 評 価 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 四 十 五 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額 の うち、コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 含 ま れ る 額			
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)		4,472	5,113
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)			
無 形 固 定 資 産 (モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る も の を 除 く。) の 額 の 合 計 額		7	5
う ち 、 の れ ん に 係 る も の の 額		—	—
う ち、 の れ ん 及 び モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る も の 以 外 の 額		7	5
繰 延 税 金 資 産 (一 時 差 異 に 係 る も の を 除 く。) の 額		—	—
適 格 引 当 金 不 足 額		—	—
証 券 化 取 引 に 伴 い 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額		—	—
負 債 の 時 価 評 価 に よ り 生 じ た 時 価 評 価 差 額 で あ っ て 自 己 資 本 に 算 入 さ れ る 額		—	—
前 払 年 金 費 用 の 額		—	—
自 己 保 有 普 通 出 資 等 (純 資 産 の 部 に 計 上 さ れ る も の を 除 く。) の 額		—	—
意 図 的 に 保 有 し て い る 他 の 金 融 機 関 等 の 対 象 資 本 調 達 手 段 の 額		—	—
少 数 出 資 金 融 機 関 等 の 対 象 普 通 出 資 等 の 額		—	—
信 用 協 同 組 合 連 合 会 の 対 象 普 通 出 資 等 の 額		—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額		—	—
う ち、 そ の 他 金 融 機 関 等 の 対 象 普 通 出 資 等 に 該 当 す る も の に 関 連 す る も の の 額		—	—
う ち、 モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る 無 形 固 定 資 産 に 関 連 す る も の の 額		—	—
う ち、 繰 延 税 金 資 産 (一 時 差 異 に 係 る も の に 限 る。) に 関 連 す る も の の 額		—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 五 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額		—	—
う ち、 そ の 他 金 融 機 関 等 の 対 象 普 通 出 資 等 に 該 当 す る も の に 関 連 す る も の の 額		—	—
う ち、 モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る 無 形 固 定 資 産 に 関 連 す る も の の 額		—	—
う ち、 繰 延 税 金 資 産 (一 時 差 異 に 係 る も の に 限 る。) に 関 連 す る も の の 額		—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)		7	5
自 己 資 本			
自 己 資 本 の 額 ((イ)－(ロ)) (ハ)		4,464	5,107
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)			
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額		46,083	53,093
う ち、 経 過 措 置 に よ り リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 に 算 入 さ れ る 額 の 合 計 額		—	—
う ち、 他 の 金 融 機 関 等 向 け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		—	—
う ち、 上 記 以 外 に 該 当 す る も の の 額			
マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 の 合 計 額 を 八 パ ー セ ン ト で 除 し て 得 た 額			—
勘 定 間 の 振 替 分			—
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 の 合 計 額 を 八 パ ー セ ン ト で 除 し て 得 た 額		1,860	2,250
フ ロ ア 調 整 額			—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ)		47,944	55,343
自 己 資 本 比 率			
自 己 資 本 比 率 ((ハ)／(ニ))		9.31%	9.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,147,871	1,211,300	1,368,341	1,624,508	2,158,547
経 常 利 益	121,432	292,315	384,659	280,001	705,688
当 期 純 利 益	84,451	262,143	321,506	349,742	564,307
預 金 積 金 残 高	62,810,236	62,653,715	60,683,583	63,820,447	71,058,880
貸 出 金 残 高	34,569,170	40,093,249	46,366,803	49,897,309	56,957,015
有 価 証 券 残 高	2,296,640	2,447,150	2,347,159	2,147,169	1,947,178
総 資 産 額	68,976,485	66,821,011	65,247,451	68,953,961	76,916,706
純 資 産 額	3,155,908	3,449,727	3,836,089	4,278,739	4,898,549
自己資本比率（単体）	8.46%	8.11%	7.99%	9.31%	9.22%
出 資 総 額	1,299,772	1,344,500	1,422,650	1,529,575	1,599,834
出 資 総 口 数	1,299,772口	1,344,500口	1,422,650口	1,529,575口	1,599,834口
出資に対する配当金	13,051	13,294	14,017	14,755	31,123
職 員 数	58人	55人	53人	48人	51人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	令和6年度	65,497 百万円	1,357,946 千円	2.07%
	令和7年度	70,901	1,606,796	2.26
	う ち 貸 出 金	令和6年度	1,309,636	2.68
		令和7年度	1,525,811	2.89
	う ち 預 け 金	令和6年度	24,749	0.17
		令和7年度	58,559	0.37
	う ち 有 価 証 券	令和6年度	12,791	0.58
		令和7年度	12,565	0.59
	資 金 調 達 勘 定	令和6年度	161,761	0.25
		令和7年度	341,669	0.50
	う ち 預 金 積 金	令和6年度	158,055	0.25
		令和7年度	338,616	0.50
	う ち 譲 渡 性 預 金	令和6年度	—	—
		令和7年度	—	—
	う ち 借 用 金	令和6年度	—	—
		令和7年度	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年度29百万円、令和7年度19百万円）を控除して表示しております。

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	2.07	2.26
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.52	1.79
資 金 利 鞘 (a－b)	0.55	0.46

(注) 1. 資金運用利回＝資金運用収益／資金運用勘定計平均残高×100
2. 資金調達原価率＝資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費／資金調達勘定計平均残高×100

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
そ の 他 の 業 務 収 益	2	10
そ の 他 業 務 収 益 合 計	2	10

先物取引の時価情報 (単位：百万円)

該当事項はありません。

オフバランス取引の状況 (単位：千円)

該当事項はありません。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値 (単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	78.18	80.15
	(期中平均)	77.75	78.23
預 証 率	(期 末)	3.36	2.74
	(期中平均)	3.45	3.11

(注) 1. 預貸率＝貸出金／（預金積金＋譲渡性預金）×100
2. 預証率＝有価証券／（預金積金＋譲渡性預金）×100

総資産利益率 (単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.41	0.97
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.51	0.77

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	1,329	1,393
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	1,039	1,116

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	12,764	14,211
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	9,979	11,391

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。



経理・経営内容

売買目的有価証券

該当事項はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	50	49	△0	50	49	△0
	社 債	1,499	1,468	△ 31	1,299	1,272	△ 27
	そ の 他	400	362	△ 37	400	354	△ 45
	小 計	1,949	1,879	△ 70	1,749	1,676	△ 73
合 計		1,949	1,879	△ 70	1,749	1,676	△ 73

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	100	100
非 上 場 株 式	97	97
組 合 出 資 金	324	324
合 計	521	521

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

金銭の信託

該当事項はありません。

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	12,207	19.5	12,221	18.1
定 期 性 預 金	50,509	80.5	55,153	81.9
合 計	62,717	100.0	67,375	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	50,049	78.4	56,632	79.7
法 人	13,770	21.6	14,426	20.3
一 般 法 人	13,431	21.0	14,153	19.9
金 融 機 関	3	0.0	3	0.0
公 金	334	0.5	269	0.4
合 計	63,820	100.0	71,058	100.0

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

該当事項はありません。

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利 定 期 預 金	49,509	55,936
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	6	2
合 計	49,516	55,939

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	11,628	23.8	9,867	18.7
証 書 貸 付	37,024	75.9	42,746	81.0
当 座 貸 越	92	0.2	91	0.1
割 引 手 形	18	0.0	8	0.0
合 計	48,763	100.0	52,714	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末	1,353	2.7	—
	令和7年度末	1,449	2.5	—
有 価 証 券	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
不 動 産	令和6年度末	42,005	84.1	111
	令和7年度末	45,683	80.2	103
小 計	令和6年度末	43,359	86.9	111
	令和7年度末	47,133	82.7	103
信用保証協会・ 信 用 保 険	令和6年度末	1,505	3.0	—
	令和7年度末	1,261	2.2	—
保 証	令和6年度末	1,962	3.9	—
	令和7年度末	1,771	3.1	—
信 用	令和6年度末	3,069	6.1	4
	令和7年度末	6,791	11.9	—
合 計	令和6年度末	49,897	100.0	116
	令和7年度末	56,957	100.0	103

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
地 方 債	50	2.3	50	2.3
社 債	1,522	70.1	1,449	69.1
株 式	197	9.1	197	9.4
外 国 証 券	400	18.4	400	19.0
合 計	2,169	100.0	2,096	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	20,749	25,438
変 動 金 利 貸 出	29,148	31,518
合 計	49,897	56,957

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
地 方 債	令和6年度末	—	50	—	—	—
	令和7年度末	—	50	—	—	—
社 債	令和6年度末	200	1,200	—	100	—
	令和7年度末	200	1,000	—	100	—
株 式	令和6年度末	—	—	—	—	197
	令和7年度末	—	—	—	—	197
外国証券	令和6年度末	—	200	—	200	—
	令和7年度末	—	200	—	200	—
合 計	令和6年度末	200	1,450	—	300	197
	令和7年度末	200	1,250	—	300	197

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,044	36.0	1,059	38.1
住宅ローン	1,858	64.0	1,718	61.9
合 計	2,903	100.0	2,778	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
貸 出 金 償 却 額	5	196

資 金 運 用

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	21,151	46.4	27,818	52.9
設 備 資 金	24,456	53.6	24,741	47.1
合 計	45,607	100.0	52,560	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末		令和7年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	208	77	245	37
個 別 貸 倒 引 当 金	519	72	105	△413
貸 倒 引 当 金 合 計	727	150	350	△376

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度 652	151	500	100.00	100.00
	令和7年度 88	37	50	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度 292	203	18	75.64	20.24
	令和7年度 533	209	54	49.37	16.76
要管理債権	令和6年度 594	203	11	36.12	2.91
	令和7年度 219	78	4	37.79	3.04
三月以上 延滞債権	令和6年度 53	36	1	70.80	6.15
	令和7年度 13	4	0	32.48	2.81
貸出条件 緩和債権	令和6年度 541	166	10	32.70	2.76
	令和7年度 206	74	4	38.12	3.05
小 計	令和6年度 1,539	558	530	70.70	54.04
	令和7年度 841	325	109	51.66	21.21
正 常 債 権	令和6年度 48,503				
	令和7年度 56,251				
合 計	令和6年度 50,042				
	令和7年度 57,092				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	848	1.6	1,077	1.9
農 業 、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	2,321	4.6	2,355	4.1
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	6	0.0	9	0.0
運 輸 業、郵 便 業	47	0.0	36	0.1
卸 売 業、小 売 業	1,889	3.7	1,681	3.0
金 融 業、保 険 業	432	0.8	575	1.0
不 動 産 業	31,300	62.7	38,538	67.7
物 品 賃 貸 業	704	1.4	674	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	21	0.0	16	0.0
宿 泊 業	724	1.4	1,232	2.2
飲 食 業	614	1.2	452	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	3,538	7.0	2,671	4.7
教 育、学 習 支 援 業	66	0.1	59	0.1
医 療、福 祉	32	0.0	25	0.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,058	6.1	3,155	5.5
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	45,607	91.4	52,560	92.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	4,289	8.5	4,396	7.7
合 計	49,897	100.0	56,957	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

法令遵守体制

●法令遵守体制

法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事長があらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提としております。

役員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役員の行動指針及び組織体制を「コンプライアンス基本方針」、「行動規範」及び「法令等遵守規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役員に周知徹底しております。

法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、理事会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部署である総務部で一元的に所管するとともに、本部および各店舗にコンプライアンス担当者を配置し法令等遵守の実施状況を管理監督させております。

職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス専任者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置しております。

内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告することとしております。

●マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに当組合の営業地域の警察の指導により、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせて頂きたくがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：「お客さま相談窓口」】 0120-999-349

受 付 日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日及び金融機関の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.keiji-shinkumi.net>

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さま相談窓口」または下記「しんくみ相談所」にお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
（全国信用組合会館内）

経営内容

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等を勘案し、理事長は理事会で、他の常勤の理事は常任理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会の承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を役員退職慰労金規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会等で定められた報酬限度額
理 事	63,245	80,000
監 事	11,824	20,000
合 計	75,069	100,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事5名、監事1名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金はございません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては、該当する会社はありませんでした。

注3. 「同等額」とは、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「退職金規定」、「賞与支給基準」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

●リスク管理体制

— 定性的事項 —

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- CVAリスクに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- 金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	京滋信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	15億99百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

注. 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、内部留保による自己資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に保っております。

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については、国内基準である4%を上回っており、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合から、ほとんど依存しておりません。

令和8年3月末現在の自己資本比率は9.22%となっております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な判断を行なうべく、「定款」附記事項の定めのもと「業務の種類及び方法書」に「融資審査に関する規則」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を行っております。
評価・計測	信用リスクの計測にあたっては、信用リスク管理システムを導入し、活用しております。 個別の審査にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。 さらに、経営陣や外部顧問の参加のもと融資審査委員会を定期的に開催しており、リスク管理委員会、ALM委員会においても業種集中リスク、大口集中リスク等信用リスク管理における重要な事項を協議・検討しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」及び「償却・引当基準」に基づき、営業店、審査管理部門を経て、営業担当部門から独立している自己査定担当部門により債務者区分ごとに算定し、自己査定委員会で決定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先及び要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、破綻懸念先の個別貸倒引当金に関しては、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

実質破綻先、破綻先については、担保額を除いた非保全額に対して、算出しております。

なお、それぞれの結果については、監事及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当組合は、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関として次の4社を採用しております。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否を判断しており、担保や保証に過度に依存しないようにしております。

ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合は、お取引先への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合預金・積金、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める「不動産担保の事務取扱要領」、「人的担保の事務取扱要領」、「不動産担保評価・設定基準規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

当組合では、提供する目的や適用範囲を明確にした差入書に基づく当組合預金・積金担保に信用リスク削減手法を用いており、貸出金と当組合預金・積金との相殺による手法等は用いておりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項はございません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	該当事項はございません。
管理体制	
評価・計測	

■再証券化エクスポージャーの有無

該当事項はございません。

■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況

該当事項はございません。

■信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当事項はございません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

該当事項はございません。

■証券化取引に関する会計方針

該当事項はございません。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

該当事項はございません。

●CVAリスクに関する事項

該当事項はございません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では、「オペレーショナルリスク管理方針」を踏まえ、管理体制を整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。
管理体制	事務リスクについては、「事務リスク管理規定」に基づき本部に事務管理担当部門を設け営業店と一体となり、厳正な事務取扱いを心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制を強化し、牽制・検証機能として内部検査などに取組み、事務レベルの向上に努めております。 システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、安定した業務の遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。 その他のリスクについては、「お客様相談窓口」の設置による苦情に対する適切な対応、商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。
評価・計測	これらのリスクの状況については、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しております。

■BIの算出方法

BIは自己資本比率告示第三百五条第二項に基づき、金利要素、役員要素および金融商品要素を合計して算出しております。

■ILMの算出方法

ILMの値は、「1」を使用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI算出から除外した事業部門の有無

該当事項はございません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM算出から除外した特殊損失の有無

該当事項はございません。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資その他または株式等エクスポージャーにあたるものは、株式、出資金等が該当し、当組合が定める「余裕資金運用規程」、「有価証券等の保有目的区分規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。
管理体制	リスクの状況は、定期的に測定・把握するとともに、自己査定委員会、ALM委員会をはじめとする各種委員会で定期的に協議・検討を行い、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。 当組合では、預け金・公社債以外に投資信託、外国証券について余裕資金運用を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合においては、双方ともに定期的な評価・測定を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
評価・計測	金利ショックを200BPと想定した場合の銀行勘定の金利リスク（市場金利が上下に2%変動した時の現在価値変化額）の測定や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、信用組合業界で構築したSKC－ALMシステムを用いて定期的に計測を行い、ALM委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- 計測手法
SKC－ALMシステムの再評価方式による内部計算方式
- コア預金
対象：流動性預金のうち有利息預金（普通、貯蓄預金等）
算定方法：流動性預金のうち有利息預金基準日残高の50%相当額とし、適正性を別途検証のうえで対応
満期：2.5年
- 金利感応資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- 金利ショック幅
200BP（2%）平行移動
- リスク測定の頻度
月次（前月末基準）

資 料 編

リスク管理体制

一定量的事項－

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.8 をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項

- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項…P.23をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	46,083	1,843	53,093	2,123
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	46,083	1,843	53,093	2,123
(i) ソブリン向け	25	1	25	1
(ii) 金融機関向け	3,438	137	3,828	153
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	23,389	935	27,827	1,113
(v) 中堅中小企業等・個人向け	2,388	95	2,459	98
トランザクター向け	—	—	0	0
(vi) 不動産関連向け	13,637	545	16,238	649
自己居住用不動産等向け	487	19	480	19
賃貸用不動産向け	4,174	166	5,039	201
事業用不動産関連向け	8,763	350	10,479	419
その他不動産関連向け	212	8	239	9
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	1,089	43	640	25
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	29	1	14	0
(x) 株式等	197	7	256	10
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	324	12	324	12
(xiv) その他	1,287	51	1,478	59
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	1,860	74	2,250	90
BI	1,240		1,500	
BIC	148		180	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	47,944	1,917	55,343	2,213

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産等が含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は前頁残高等に含めておりません。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国	内	69,936	77,728	50,669	57,921	1,549	1,349	—	—	1,431	743
国	外	400	400	—	—	400	400	—	—	—	—
地 域 別 合 計		70,336	78,128	50,669	57,921	1,949	1,749	—	—	1,431	743
製 造 業		853	1,082	853	1,082	—	—	—	—	57	54
農 業 、 林 業		2	3	2	3	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		2,326	2,361	2,325	2,360	—	—	—	—	42	38
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		6	9	6	9	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		47	36	47	36	—	—	—	—	0	0
卸 売 業、 小 売 業		1,891	1,685	1,891	1,683	—	—	—	—	103	76
金 融 業、 保 険 業		15,693	16,842	433	575	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業		31,343	38,577	31,323	38,557	—	—	—	—	162	71
物 品 賃 貸 業		654	623	654	623	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		26	24	26	24	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		725	1,232	724	1,232	—	—	—	—	336	324
飲 食 業		620	457	619	456	—	—	—	—	27	25
生活関連サービス業、娯楽業		3,546	2,682	3,543	2,677	—	—	—	—	535	11
教 育、 学 習 支 援 業		66	59	66	59	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		32	25	32	25	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		3,057	3,166	3,057	3,165	—	—	—	—	97	78
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		50	50	—	—	50	50	—	—	—	—
個 人		5,052	4,562	5,050	4,559	—	—	—	—	68	62
そ の 他		4,327	4,645	—	787	1,899	1,699	—	—	—	—
業 種 別 合 計		70,336	78,128	50,669	57,921	1,949	1,749	—	—	1,431	743
1 年 以 下		30,960	35,883	16,965	19,915	200	200	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		5,840	6,726	3,690	5,576	1,150	1,149	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		2,319	5,482	2,009	5,372	299	100	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		4,374	2,898	4,374	2,898	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		3,534	2,813	3,534	2,813	—	—	—	—		
10 年 超		19,447	20,729	19,147	20,429	300	300	—	—		
期間の定めのないもの		1,631	1,636	947	914	—	—	—	—		
そ の 他		2,227	1,958	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		70,336	78,128	50,669	57,921	1,949	1,749	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
製 造 業	10	40	40	37	—	—	10	40	40	37	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2	9	9	—	—	9	2	0	9	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	3	55	55	8	—	40	3	14	55	8	1	0
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	14	14	13	—	3	—	11	14	13	—	3
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	36	—	—	—	—	—	36	—	—
飲 食 業	0	—	—	3	—	—	0	—	—	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	419	394	394	2	183	325	235	69	394	2	—	178
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	0	0	0	—	—	—	0	—	0	—	—	14
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	10	3	3	3	—	—	10	3	3	3	4	—
合 計	446	519	519	105	183	379	262	139	519	105	5	197

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値（％）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	1,008	768	—	—	1,008	768	—	—	—	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	50	50	—	—	50	50	—	—	25	25	50	50
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,143	17,124	—	—	16,143	17,124	—	—	3,438	3,828	21	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	27,528	32,595	—	45	26,405	31,355	—	4	23,389	27,827	89	89
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,758	2,779	111	8,573	2,567	2,607	17	862	2,388	2,459	92	71
トランザクター向け	—	—	—	32	—	—	—	3	—	0	—	12
不動産関連向け	17,278	19,984	—	97	17,234	19,900	—	97	13,637	16,238	79	81
自己居住用不動産等向け	1,396	1,279	—	97	1,393	1,276	—	97	487	480	35	35
賃貸用不動産向け	6,873	8,385	—	—	6,867	8,366	—	—	4,174	5,039	61	60
事業用不動産関連向け	8,638	9,906	—	—	8,620	9,858	—	—	8,763	10,479	102	106
その他不動産関連向け	370	412	—	—	354	398	—	—	212	239	60	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	839	522	6,007	0	836	520	600	0	1,089	640	76	123
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	29	14	—	—	29	14	—	—	29	14	100	100
取立未済手形	9	34	—	—	9	34	—	—	1	6	20	20
信用保証協会等による保証付	1,530	1,279	—	—	1,530	1,279	—	—	153	127	10	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	197	197	—	—	197	197	—	—	197	256	100	130
合計									44,350	51,425		

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

			資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
			0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現	金	令和6年度	1,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	768	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		令和6年度	—	—	—	15,443	—	—	—	—	—	—	—	—	700	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	15,922	—	—	—	—	—	—	—	—	1,101	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		令和6年度	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—
特定貸付債権向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—
トランザクター向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—
不動産関連向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	1,501	—	—	—	—	—	—	7,186	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	1,373	—	—	—	—	—	—	8,722	—
自己居住用不動産等向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	1,501	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	1,373	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,832	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,323	—
事業用不動産関連向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	354	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	398	—
A D C 向け		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形		令和6年度	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付		令和6年度	—	1,530	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	1,279	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		令和6年度	1,008	1,530	—	15,853	—	—	—	1,501	—	—	—	0	977	—	7,186	—
		令和7年度	768	1,279	—	16,057	—	—	—	1,373	—	—	—	3	1,468	—	8,722	—

(単位：百万円)

			資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
			70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
現 金	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,008
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	768
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 開 発 銀 行 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,143
	令和7年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,124
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	令和6年度	—	100	—	17,472	—	—	8,336	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,409
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	8,942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,343
特 定 貸 付 債 権 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	774	—	—	—	—	1,849	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,625
	令和7年度	—	1,512	—	22,017	—	—	1,955	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,487
ト ラ ン ザ ク タ ー 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
不 動 産 関 連 向 け	令和6年度	1,227	—	—	—	1,144	—	—	35	6,243	—	—	3	—	—	—	—	17,343
	令和7年度	1,227	—	—	—	667	—	—	42	7,316	—	—	647	—	—	—	—	19,998
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,501
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,373
賃 貸 用 不 動 産 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	6,867
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—	8,366
事業用不動産関連向け	令和6年度	1,227	—	—	—	1,144	—	—	—	6,243	—	—	3	—	—	—	—	8,620
	令和7年度	1,227	—	—	—	667	—	—	—	7,316	—	—	647	—	—	—	—	9,858
そ の 他 不 動 産 関 連 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	354
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	398
A D C 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延 滞 等 向 け （自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	—	—	—	—	—	—	76	—	—	—	—	1,249	—	—	—	—	1,453
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	247	—	—	—	—	256	—	—	—	—	520
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
取 立 未 済 手 形	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34
信用保証協会等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,530
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,279
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	197	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197	—	—	—	—	197
合 計	令和6年度	1,227	874	—	17,472	1,144	—	10,489	35	6,243	—	—	1,253	—	—	—	—	66,800
	令和7年度	1,227	1,612	—	22,017	667	—	11,159	42	7,316	—	197	904	—	—	—	—	74,818

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	19,788	19,384	108	97	—	—	19,893	19,479
40%～70%	9,432	11,464	9	32	10	10	9,393	11,421
75%	954	869	49	8,055	10	10	874	1,612
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	18,097	22,872	45	45	10	10	17,472	22,017
90%～100%	12,185	12,293	453	486	10	10	11,634	11,826
105%～130%	6,278	7,561	—	—	—	—	6,278	7,556
150%	652	904	6,007	0	10	9	1,253	904
250%	—	—	—	—	—	—	—	—
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	67,389	75,349	6,674	8,716	—	—	66,800	74,818

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,360	1,496	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

●投資家の場合

該当事項はありません。

該当事項はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	521	—	521	—
合 計	521	—	521	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない
評価損益の額（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	140	99	884	660
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	140	99	884	660
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,107		4,464	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



国 際 業 務

外国為替取扱高 (単位：千ドル)

該当事項はありません。

証 券 業 務

公共債引受額 (単位：百万円)

該当事項はありません。

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

外貨建資産残高 (単位：千ドル)

該当事項はありません。

公共債窓販実績 (単位：百万円)

該当事項はありません。

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳 (単位：百万円)

区 分	令和 6 年度末	令和 7 年度末
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	116	103
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—
合 計	116	103

令和 7 年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

■全国信用協同組合連合会	100.0 %
■株式会社日本政策金融公庫	— %

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの第25期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和 8 年 6 月19日

京 滋 信 用 組 合
理事長 上 垣 秀 雄

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 第 3 項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「監査法人アイ・ピー・オー」の監査を受けております。

組合トピックス（組合行事その他）

2025年4月1日	入組式
2025年4月15日～18日	京滋レディース“ハナ”海外旅行（韓国 全羅道・麗水・光陽・釜山）
2025年4月23日	京滋・ミレビジネスクラブ合同親睦ゴルフコンペ（茨木国際ゴルフ倶楽部）
2025年4月25日	職員全体会議（からすま京都ホテル）
2025年5月21日	ビジネスクラブ勉強会（京都タワーホテル）
2025年6月2日～6日	「しんくみの日週間」清掃活動
2025年6月20日	第25期通常総代会（ホテルグランヴィア京都）
2025年8月1日～9月30日	「しんくみの日週間」献血運動
2025年8月4日	滋賀支店新築移転オープン
2025年9月24日	ビジネスクラブ視察旅行（関西万博）
2025年10月3日	金融課外授業（京都朝鮮初級学校）
2025年11月15日	京滋信用組合杯 コマ（ちびっこ）スポーツ大会（サッカー、バスケットボール、ポートボール）
2025年11月20日	ビジネスクラブ 第18期総会・講演会（ホテルグランヴィア京都 講師：森永 康平）
2026年2月24日	滋賀支店職場見学会
2026年3月1日	京滋レディース“ハナ”第10期総会・ディナーショー（ホテルグランヴィア京都）

その他業務

主な手数料一覧

(令和8年4月1日現在)

種 類					料 金
振込	当組合本支店あて（窓口、ATM、ネットバンキング）				無料
	他	窓口扱い	電信扱	5万円未満	660円
				5万円以上	880円
	行	定額自動送金扱い	組合員の方	5万円未満	220円
				5万円以上	330円
			組合員でない方	5万円未満	440円
				5万円以上	550円
	宛	当組合設置のATM利用	当組合発行のキャッシュカードを利用した場合	5万円未満	440円
				5万円以上	660円
			他金融機関発行のキャッシュカードを利用した場合	5万円未満	440円
5万円以上				660円	
でんさいネット	当初登録				1,100円
	月額の基本手数料				無料
	発生記録（債務者請求方式）				330円
	発生記録（債権者請求方式）				330円
	譲渡記録				330円
	分割（譲渡）記録				330円
	保証記録				110円
	変更記録				110円
	通常開示				110円
	特例開示			郵送が伴う場合は別途	3,300円
	残高証明書（都度発行方式）			「実費」を請求します	4,400円
送金	送金小切手				880円
代金取立	代金取立手数料	電子交換所参加			440円
		個別取立・電子交換所不参加			1,100円
	振込・送金・取立手形の組戻料				1,100円
	不渡手形返却料				1,100円
通帳証書等再発行					550円
キャッシュカード再発行					550円
ローンカード発行・再発行					無 料
カードローン口座維持手数料					無 料
ネットバンキング利用者カード再発行手数料					1,100円
証明書発行手数料		残高証明書	一般向け	1 通	330円
			監査法人向け	1 通	1,100円
貯蓄預金出金手数料		Ⅰ型（30万円）	1ヶ月当たり5回まで		無 料
			1ヶ月当たり6回目以降1回につき		110円
		Ⅱ型（10万円）			
株式等払込金手数料		払込金2千万円以上の場合		払込金の1,000分の2と消費税	
		払込金2千万円未満の場合		払込金の1,000分の3と消費税	
		ただし、最低取扱手数料		5,000円と消費税	
個人データ開示等手数料		店頭での請求、受渡 1 通につき			1,100円
		郵送時の加算額			440円
両替手数料		1枚～ 100枚			無 料
		101枚～ 300枚			110円
		301枚～ 500枚			220円
		501枚～1,000枚			440円
		1,001枚～1,000枚毎に加算額			440円
		集配金手数料			3,300円

種 類			料 金
不動産担保調査手数料	融資申込額5千万円未満		11,000円
	融資申込額5千万円以上1億円未満		33,000円
	融資申込額1億円以上		55,000円
	※2物件目から1物件加算		22,000円
その他担保取扱手数料	営業エリア（京都・滋賀）外物件	担 保 設 定 ※別途、上記調査手数料が必要	33,000円+実費交通費
	TAS-MAP評価書		実 費
変更登記手数料	追加設定・極度額変更・担保差替・担保譲渡・債務者変更・順位変更		11,000円
	抹消（一部抹消・全部抹消含む） ※立ち合いを要しないものは無料	営業エリア（京都・滋賀）物件	22,000円
		営業エリア（京都・滋賀）外物件	33,000円+実費交通費
繰上償還手数料	住宅ローンを除く（当初借入1千万円以上、借入期間7年超）	融資後1年以内	返済元金×2.0%
		融資後3年以内	返済元金×1.5%
		融資後5年以内	返済元金×1.0%
		他行借換10年以内	返済元金×3.0%
	住宅ローン	一部繰上返済	11,000円
		全額繰上返済	無 料
		他行借換	55,000円
融資条件変更手数料	証書貸付／手形貸付 ※重複はありません。	返済方法の変更	11,000円
		借入期間の延長	
		金利引下げ	
		返済金額の変更	
		借換え	
		新たな借入による一本化	
		その他の条件変更	
融資事務手数料	住宅ローン条件変更手数料		3,300円
	融資額3.0%+消費税を上限として手数料をいただく場合があります。 ※収益不動産融資は原則として融資額×0.5%+消費税の手数をいただきます。		
当組合ATM手数料（1回につき）		当組合カード	他金融機関カード
		無 料	110円

※上記の手数料には消費税を含んでいます。

※住宅ローンを除く繰上償還手数料は不課税のため消費税は含まれておりません。

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	18,619	43,047	18,693	50,154
	他の金融機関から	25,907	42,863	26,487	51,288
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

■ 主要な事業の内容

- A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
- B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務

取扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。
- I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

(a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫の代理貸付業務

(b)日本銀行の歳入復代理店業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 株式払込金の受入代理業務

当組合および子会社等の概況

連結の事業概況

当組合グループは、当組合、子会社である株式会社KJSの1社で構成され、信用組合業務を中心に、リース業務等の金融サービスを提供しております。

連結対象子会社であります株式会社KJSを含む当組合の令和7年度連結会計年度事業成績は次のとおりでございます。

- 【預金積金】組合員様をはじめとしてお取引先の皆様の積極的なご協力により、令和8年3月末で710億56百万円を確保することができました。
- 【貸出金】組合員様の資金需要に積極的にお応えしたことにより、期末残高564億54百万円となり収益確保に寄与しました。
- 【純資産】普通出資勘定は15億98百万円となり、内部留保と合わせて49億76百万円となりました。
- 【損益】令和7年度の子会社事業の損益金は、単体決算におきまして11百万円の純利益を計上しました。
- 組合と子会社の連結による損益金は、5億75百万円の純利益を計上することとなりました。

令和7年度連結会計年度におきましては以上のような結果となりました。

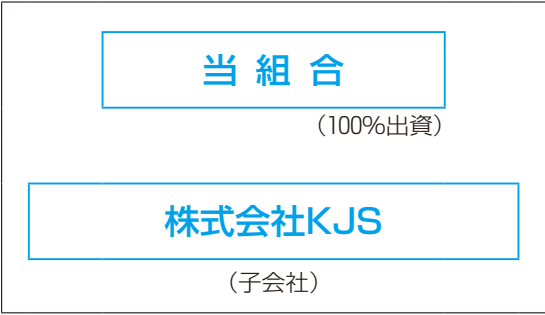
子会社等の状況

(令和8年3月末現在)

会社名	株式会社KJS
所在地	京都府京都市右京区西院三蔵町20-2 (京滋信用組合 本店2階)
業務内容	リース業務、不動産賃貸業務
設立年月	平成23年8月1日
資本金	100百万円
当組合が保有する議決権割合	100%
当信用組合子会社が保有する議決権割合	0%

(注) 上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。

組織構成



当組合および子会社等の主要事業内容

- 当組合は、本店を含む5営業店舗で預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- 株式会社KJSは、事業用不動産のリース事業および不動産の賃貸をおこなっています。

財 産 の 状 況

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和6年度	令和7年度
現 金 預 け 金	15,834,941	16,571,582
有 価 証 券	2,047,169	1,847,178
貸 出 金	49,392,809	56,454,015
そ の 他 資 産	1,246,277	1,148,226
有 形 固 定 資 産	1,071,770	1,167,713
無 形 固 定 資 産	9,869	7,855
繰 延 税 金 資 産	33,970	24,666
債 務 保 証 見 返	116,295	103,349
貸 倒 引 当 金	△ 762,285	△ 353,562
(うち個別貸倒引当金)	(△ 486,059)	△ 105,163
資 産 の 部 合 計	68,990,817	76,971,025

科 目	金 額	
(負 債 の 部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	63,815,166	71,056,154
借 用 金	—	—
そ の 他 負 債	537,359	650,255
賞 与 引 当 金	27,465	28,088
退職給付に係る負債	125,083	127,503
役員退職慰労引当金	24,125	29,325
そ の 他 の 引 当 金	317	240
債 務 保 証	116,295	103,349
負 債 の 部 合 計	64,645,812	71,994,917
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,528,075	1,598,334
利 益 剰 余 金	2,816,930	3,377,774
組 合 員 勘 定 合 計	4,345,005	4,976,108
純 資 産 の 部 合 計	4,345,005	4,976,108
負債及び純資産の部合計	68,990,817	76,971,025

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利益剰余金期首残高	2,496,613	2,816,930
利益剰余金増加高	349,742	575,598
当 期 純 利 益	349,742	575,598
利 益 剰 余 金 減 少 高	29,425	31,123
当 期 純 損 失	15,408	—
配 当 金	14,017	31,123
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	2,816,930	3,361,405

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,897,856	2,292,867
資 金 運 用 収 益	1,347,614	1,594,197
貸 出 金 利 息	1,299,305	1,513,211
預 け 金 利 息	24,749	58,559
有価証券利息配当金	12,791	12,565
その他の受入利息	10,768	9,859
役 務 取 引 等 収 益	214,172	353,457
そ の 他 業 務 収 益	3,655	12,261
そ の 他 経 常 収 益	332,414	332,950
貸倒引当金戻入益	—	111,222
その他の経常収益	294,399	221,727
経 常 費 用	1,629,633	1,575,580
資 金 調 達 費 用	158,039	338,593
預 金 利 息	155,094	334,568
給付補てん備金繰入額	2,944	4,025
役 務 取 引 等 費 用	20,766	19,302
そ の 他 業 務 費 用	19,157	19,280
経 費	770,690	842,986
そ の 他 経 常 費 用	660,979	355,417
貸倒引当金繰入額	367,956	—
貸 出 金 償 却	5,547	196,334
その他の経常費用	281,927	159,082
経常利益(又は経常損失)	268,223	717,286
特 別 利 益	270,226	296
固 定 資 産 処 分 益	270,226	296
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	3,186	6,639
固 定 資 産 処 分 損	3,186	6,639
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	540,809	710,942
法人税、住民税及び事業税	220,195	126,039
法 人 税 等 調 整 額	△ 13,719	9,303
法 人 税 合 計	206,476	135,343
当期純利益(又は当期純損失)	334,334	575,598
前 期 繰 越 金	727,596	847,175
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	1,061,930	1,422,774

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 352円72銭



財 産 の 状 況

連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額		4,330	4,975
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,528	1,598
うち、利益剰余金の額		2,816	3,298
うち、外部流出予定額(△)		14	31
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
コ ア 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		206	245
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		206	245
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コ ア 資本に係る基礎項目の額 (イ)		4,536	5,220
コ ア 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		7	5
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		7	5
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コ ア 資本に係る調整項目の額 (ロ)		7	5
自 己 資 本			
自己資本の額 (イ) - (ロ)		4,529	5,215
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		45,550	52,534
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート		—	—
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			—
勘定間振替分			—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,898	2,185
フロア調整額			—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		47,449	54,719
自 己 資 本 比 率			
自己資本比率 (イ) / (ニ)		9.54%	9.53%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

主要な連結経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,897,856	2,292,867
経 常 利 益	268,223	717,286
当 期 純 利 益	334,334	575,598
総 資 産 額	68,990,817	76,971,025
純 資 産 額	4,345,005	4,976,108
連結自己資本比率	9.54%	9.53%



地 域 貢 献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、「お客様のことを最もよく知る、最も身近な親しみやすい金融機関」として、地域における事業の育成・発展や個人の豊かな暮らしづくりなどに必要とされる資金の円滑な供給と金融サービスの提供が第一の使命であるものと考えています。

また、一方で、これら金融サービスの提供だけでなく、組合員相互間の親睦と交流を図る地域コミュニティセンターとして地域に密着した多種多様なサービス、情報の提供等を行うことで、組合員を中心とした文化・社会・福祉活動に貢献できるよう努め、お客様から「愛され、信頼される金融機関」を目指してまいります。

預金を通じた地域貢献

当組合は、満60歳以上の方を対象に金利を優遇する「長寿」を取り扱うとともに、子育て応援の定期預金と定期積金、ふたつの「チャララ」を取り扱っております。

取引先への支援状況等

お取引先からの情報提供にもとづくビジネス・マッチングの推進をいたします。

地域・業域・職域サービスの充実

京滋レディース“ハナ”を通じ地域に沿った各種サークル活動等に積極的に取り組んでおります。

「ビジネスクラブ」では、年間を通じた各種行事（セミナー等）を開催しております。

ホームページを開設し、情報の提供に努めております。

URL：https://www.keiji-shinkumi.net

お客様からのご意見・ご相談等にお応えするため、「お客様相談窓口」（ほっとライン）を本部に設置しております。

電話、FAX、電子メールでご利用いただけます。

Tel：0120-999-349 Fax：075-313-3172

E-Mail：mail@keiji-shinkumi.net

なお、受付時間は平日9：00～17：00までとなっております。

融資を通じた地域貢献

当組合は地域に密着したリテール融資を積極的に推進し、お客様の資金ニーズに応えるため、多くのオリジナル融資商品を取り扱っております。

- 事業ローン ビジネスローン「しんくみ新スモールビジネス」、事業者向け「クイックローン」、創業・新事業支援融資
- 目的ローン （3大疾病保険付）住宅ローン、「ユーホームローン」（中古住宅ローン）、多目的ローン、プライダルローン「サラン」、おまとめ専用「アシストローン」
- その他ローン フリーローン「チョイス」・「サポート」、カードローン「アラカルト」・「チョットくん」「パートナー」（職域提携向け）

また、京都府・滋賀県の融資制度、京都府・滋賀県朝鮮商工会による推薦融資、インターネットから24時間いつでもローンの申し込みができる、「しんくみローンサーチ」（https://www.shinkumi-loan.com）を取り扱っております。

令和3年5月より株式会社フィナンシャルドウと提携し、リバースモーゲージ「シニアライフプラン」の取り扱いを開始しました。

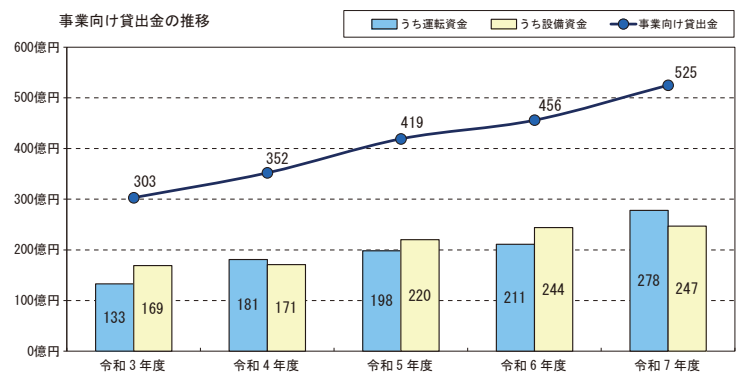
当組合の貸出先数は1,074先、貸出金残高は569億57百万円です。

うち 事業向け貸出金 525億60百万円

（運転資金 278億18百万円、設備資金 247億41百万円）

個人向け貸出金 43億96百万円となっております。

また、40件 1億8百万円の各種ローンを新たに取り扱いました。



文化的・社会的貢献に関する活動

信用組合業界運動として令和7年8月～9月に実施されました「しんくみの日週間」活動において、美しい京都・滋賀の自然を守り、快適な都市環境づくりの一環として、全役職員による店舗周辺の清掃活動を実施しました。また、社会貢献活動として実施しました献血運動において、役職員21名が献血を行い、平成15年度からの累計で745名の役職員が献血運動に参加しております。

令和7年11月15日に、京都・滋賀地域朝鮮初級学校や日本の小学校の生徒を対象とした「京滋信用組合杯」コマ（ちびっこ）スポーツ大会（サッカー、バスケットボール、ポートボール）を開催しました。今後も継続的に開催してまいります。

令和7年10月3日に京都朝鮮初級学校にて金融課外授業を開催し、令和8年2月24日には滋賀支店にて小学生を対象に職場見学会を開催しました。当組合はこれからも地域密着型の金融機関とし、地域学生の金融リテラシー向上に貢献してまいります。

企業の社会的責任（CSR）について

当組合は、CSRの一環として環境保全活動への取り組みを推進するため、毎年夏季と冬季に省エネルギー対策を実施しております。この期間は営業時間中の空調を適温に設定し、職員はクールビズ、ウォームビズを実施しております。また、地域社会の一員として社会的責任を果たす観点から、本支店建物内の照明をLED化するなど、節電に関する取り組みを積極的に推進しております。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数（A）					経営改善支援取組み率 (α / A) 6.13%	ランクアップ率 (β / α) 0.00%	再生計画策定率 (δ / α) 30.00%
うち経営改善支援取組み先（ α ）							
	α のうち期末に債務者区分が ランクアップした先数（ β ）	α のうち期末に債務者区分 が変化しなかった先（ γ ）	α のうち再生計画を策定し た先数（ δ ）				
163	10	0	10	3			

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「 α （アルファ）」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、貸付条件の変更等を行った中小企業者であるお客様の経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む）発揮や、ビジネスマッチングの開催等、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組むこととしています。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するための体制を整備しています。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1)当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、金融円滑化管理統括部署（審査管理部）に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2)金融円滑化管理統括部署（審査管理部）において、お客様からの貸付条件の変更等の申込み・ご相談に対する対応状況を把握します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めています。
- (3)金融円滑化管理統括部署（審査管理部）において、貸付条件の変更等の申込み・相談をしたお客様の対応進捗状況や、貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めています。
- (4)上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに常任理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めています。

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

当組合は京都府・滋賀県を営業エリアとする地域金融機関であり、地域に貢献する信用組合としての経営に徹することが当組合の使命と考えております。

当組合の事業計画は、組合員の金融の円滑化に資するとともに、顧客ニーズに応じた情報提供や経営指導・相談業務等の幅広いサービスを提供することにより、顧客の信頼に基づく経営基盤の強化を図ることを主要課題と位置づけ、営業を展開しております。

令和8年3月末の地域中小企業等貸出金（個人を含む）残高は541億円となりました。

また、地域の消費者向け貸出金27億円をあわせた貸出金残高の99%以上が地域向け貸出金となっております。

- 創業・新規事業開拓の支援
- 前期の創業・新規事業に関する新規融資取り組みはありません。
- 創業資金は事業としての実績がないことから、一般的に審査が厳しくなる傾向がありますが、当組合では保証協会等の公的な保証が付かなくとも地域の地縁人縁や申請人の職歴・業歴など創業までの準備状況も考慮した取り組みを心掛けております。
- 成長段階における支援
- 当組合主要顧客の大半は零細事業者であり、当組合の取り組む融資の一定部分は成長段階における支援に該当するものと考えております。
- 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
- 長引く不況下、地域経済は依然厳しい状況が続いております。
- このような状況の中、当組合では金融機関としての資金供給にとどまらず、お客様からの相談業務を通じ、お客様の経営改善・事業再生・業種転換等に役立つことを心掛けております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例（令和7年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等	2. 取り組み内容
該当事項はありません。	該当事項はありません。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	46件	21件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	7.75%	3.66%
保証契約を解除した件数	0件	11件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

地域の活性化に関する取組状況

平成19年9月に発足しました京滋信用組合「ビジネスクラブ」（令和8年3月末現在の会員数61名）の活動で各種経済セミナー、異業種交流会等を通して会員同士のビジネスマッチング、新規異業種参入等に寄与しております。

店舗一覧表(事務所の名称・所在地)(自動機器設置状況)(令和8年3月現在)

地区一覧

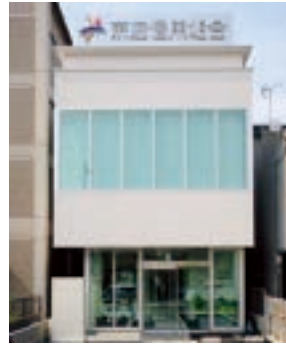
店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店 営 業 部	〒615-0021 京都府京都市右京区西院三蔵町20-2	075-313-3166	1 台
滋 賀 支 店	〒520-0044 滋賀県大津市京町一丁目1-46	077-525-2980	1 台
左 京 支 店	〒606-8203 京都府京都市左京区田中関田町2-29	075-761-1251	1 台
伏 見 支 店	〒612-8422 京都府京都市伏見区竹田七瀬川町20	075-642-3131	1 台
舞 鶴 支 店	〒625-0036 京都府舞鶴市字浜658	0773-62-4565	1 台

京都府全域

滋賀県全域



本 店 営 業 部



滋 賀 支 店



左 京 支 店



伏 見 支 店



舞 鶴 支 店

シンボルマーク



当組合誕生の原点であり理念である京都・滋賀地域の人と人の繋がりと広がりをもチーフにデザインされています。縦と横のラインは「人」という文字を使い京都と滋賀の地図をイメージしており、縦のラインのオレンジ色は地(つち)を、横のラインの青色は琵琶湖を表しています。右上の赤い丸は夜明けとともに昇る太陽をイメージに組合の誕生と同胞社会の繁栄を表しています。

マスコットキャラクター



《 シレ 》

語源：韓国語の「信頼」(シルレ)
 渉外係の営業用バイクと、てんとう虫をイメージしました。
 《シレ》の耳は営業用バイクのバックミラーを、両手はハンドルを表し、スカーフのセットン柄は民族をイメージしました。後ろ姿の5つの斑点は京滋信用組合の店舗数を表しています。
 てんとう虫は幸運を運ぶメッセンジャーで、組合員の繁栄を表しています。

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ 1

【概況・組織】

1. 事業方針 1

2. 事業の組織* 1

3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)* 1

4. 会計監査人の氏名又は名称* 1

5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)* 31

6. 自動機器設置状況 31

7. 地区一覧 31

8. 組合員数 2

9. 子会社の状況 26

【主要事業内容】

10. 主要な事業の内容* 26

11. 信用組合の代理業者* 取扱いなし

【業務に関する事項】

12. 事業の概況* 2

13. 経常収益* 9

14. 業務純益等* 7

15. 経常利益(損失)* 9

16. 当期純利益(損失)* 9

17. 出資総額、出資総口数* 9

18. 純資産額* 9

19. 総資産額* 9

20. 預金積金残高* 9

21. 貸出金残高* 9

22. 有価証券残高* 9

23. 単体自己資本比率* 8

24. 出資配当金* 9

25. 職員数* 9

【主要業務に関する指標】

26. 業務粗利益及び業務粗利益率* 7

27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支* 7

28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘* 9

29. 受取利息、支払利息の増減* 6

30. 役員取引の状況 7

31. その他業務収益の内訳 9

32. 経費の内訳 7

33. 総資産経常利益率* 10

34. 総資産当期純利益率* 10

【預金に関する指標】

35. 預金種目別平均残高* 12

36. 預金者別預金残高 12

37. 財形貯蓄残高 12

38. 職員1人当り預金残高 10

39. 1店舗当り預金残高 10

40. 定期預金種類別残高* 12

【貸出金等に関する指標】

41. 貸出金種類別平均残高* 12

42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額* 12

43. 貸出金金利区分別残高* 12

44. 貸出金使途別残高* 13

45. 貸出金業種別残高・構成比* 13

46. 預貸率(期末・期中平均)* 10

47. 消費者ローン・住宅ローン残高 12

48. 代理貸付残高の内訳 24

49. 職員1人当り貸出金残高 10

50. 1店舗当り貸出金残高 10

【有価証券に関する指標】

51. 商品有価証券の種類別平均残高* 取扱いなし

52. 有価証券の種類別平均残高* 12

53. 有価証券種類別残存期間別残高* 12

54. 預証率(期末・期中平均)* 10

【経営管理体制に関する事項】

55. 法令遵守の体制* 14

56. リスク管理体制* 15. 16. 17

資料編 17-23

57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* 14

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書* 4. 5. 6

59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況* 13

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2) 危険債権

(3) 三月以上延滞債権

(4) 貸出条件緩和債権

(5) 正常債権

60. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)* 8

61. 有価証券、金銭の信託等の評価* 11

62. 外貨建資産残高 24

63. オフバランス取引の状況 10

64. 先物取引の時価情報 10

65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)* 13

66. 貸出金償却の額* 12

67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について** 24

68. 会計監査人による監査* 24

【その他の業務】

69. 内国為替取扱実績 25

70. 外国為替取扱実績 24

71. 公共債窓販実績 24

72. 公共債引受額 24

73. 手数料一覧 25

【その他】

74. 沿革・歩み 1

75. 総代会について** 2. 3

76. 報酬体系について** 15

77. トピックス 24

【地域貢献に関する事項】

78. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等** 29

79. 地域密着型金融の取組み状況** 29

80. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 30

81. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について** 30

■連結決算

【信用組合・子会社等の概況】

1. 信用組合・子会社等の主要事業内容・組織構成* 26

2. 子会社等の状況* 26

【子会社等の主要業務に関する事項】

3. 事業概況* 26

4. 経常収益* 28

5. 経常利益* 28

6. 当期純利益* 28

7. 純資産額* 28

8. 総資産額* 28

9. 連結自己資本比率* 28

【財産の状況】

10. 連結貸借対照表* 27

11. 連結損益計算書* 27

12. 連結剰余金計算書* 27

13. リスク管理債権の状況* 該当事項なし

14. 連結自己資本充実状況* 28



延暦寺



清水寺

